

総社市告示第89号

総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱（平成28年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5，等級6又は等級7であり，かつ，同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(4)略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（建設された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4，等級5，等級6又は等級7であり，かつ，同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に</p>	<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5，等級6又は等級7 <u>（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級5）</u>であり，かつ，同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>(4)略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（建設された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4，等級5，等級6又は等級7 <u>（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級4又は等級5）</u>で</p>

改 正 後	改 正 前
<p>係る評価が等級4，等級5又は等級6（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が法の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2－1の5の5－2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3，等級4，等級5又は等級6）であることを証するものに限る。）の写し (7) 略</p>	<p>あり，かつ，同表の5の5－2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4，等級5又は等級6（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が法の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2－1の5の5－2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3，等級4，等級5又は等級6）であることを証するものに限る。）の写し (7) 略</p>

附 則

この告示は，公布の日から施行する。